

ライフプランに関する 平成28年度税制改正の ポイント

平成28年度税制改正のなかから、皆さまの暮らしに関係が深い改正事項についてご説明します。また、併せて平成27年度改正で平成28年施行のものについてもご説明します。

(なお、この内容は6月1日現在の法令およびその見通しにより、記載をしております。)

1. 所得税の改正

●空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

空き家のまま放置され老朽化して、通行に危険を生じたり、景観を損なう空き家が増えて社会問題となっています。これらの半数以上が相続により空き家になったもので、その円滑な処分を促進するため、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」が創設されました。

亡くなられた方(被相続人)の居住用家屋を相続した相続人が、次の要件を充たし

た家屋または土地を譲渡した場合には、その譲渡益から3000万円を控除することができますようになります(図1)。

①被相続人の居住用家屋およびその敷地で、相続発生時に、被相続人以外に居住者がいなかったこと

②昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンション等の区分所有建物を除く)であること

③相続発生から譲渡までの期間に事業・貸付・居住の用途に使われていないこと

④家屋に耐震性がない場合には、耐震リフトームを行うこと。または、建物を取り壊して除去すること

⑤平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間の譲渡であること

⑥譲渡価格が1億円を超えないこと

●住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設

世代間の助け合いによる子育てしやすい環境の整備を図るため、個人が自己所有の

居住用の家屋について、三世代同居に対応したリフォーム工事等※を行う場合に、以下のいずれかの特例が適用できます。

(1)「特定の増改築等に係る住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除」の特例

住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高1000万円以下の部分に一定の割合を乗じた金額を、各年の所得税から5年間に亘って税額控除する(図2)。

(2)「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除」の特例

三世代同居に対応したリフォーム工事の標準的な工事費用相当額(250万円限度)の10%に相当する金額を、その年の所得税の額から控除する(1回限り)(図2)。

(1)と(2)のいずれも平成28年4月1日から平成31年6月30日までにその者の居住の用に供することが要件。

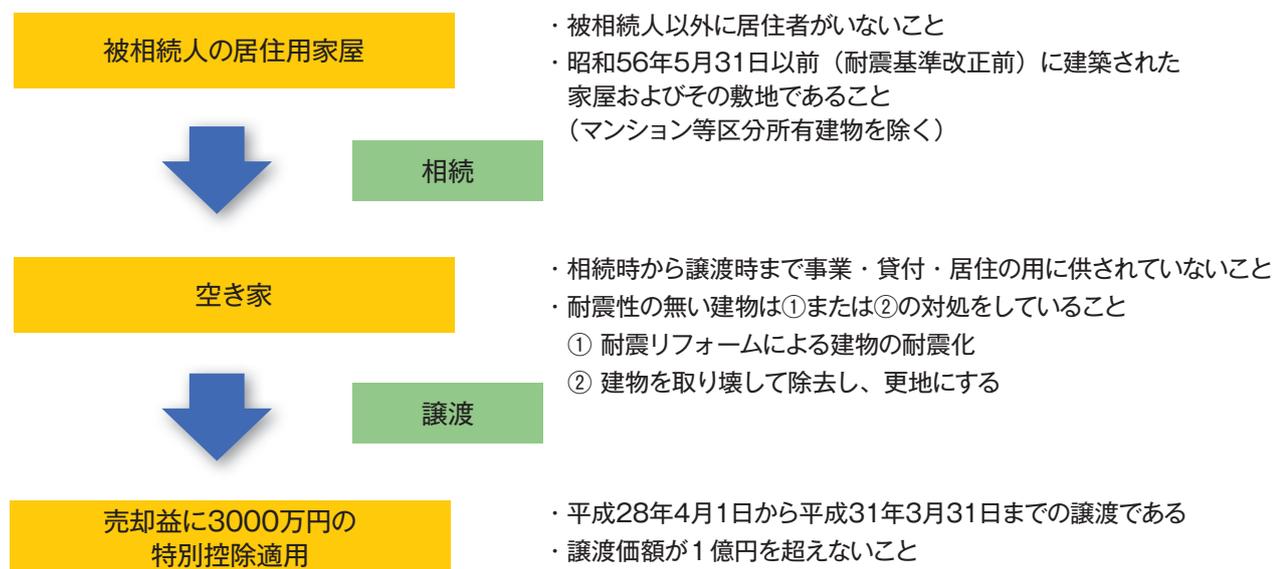
※対象となるリフォーム工事は①キッチン、

②浴室、③トイレ、④玄関のいずれかを増設する(改修後2つ以上となる)工事



塚本 伸明
協会職員

図1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例



譲渡価額 - (取得費[※] + 譲渡費用) - 特別控除 3000万円 = 課税譲渡所得

※上記特例は「相続税の取得費加算」とは選択適用となる

●長期譲渡所得の場合（被相続人取得時からの所有期間5年超）

譲渡課税所得 × 20.315% = 所得税[※]・住民税の合計金額 ※復興特別所得税を含む

図2 住宅の三世同居改修工事等に係る特例

区分	(1) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例	(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の特例											
対象工事	<p>【三世同居改修工事】</p> <p>①キッチン②浴室③トイレ④玄関のいずれかを増設する（改修後2つ以上になる）工事であって、その工事の標準的な工事費用相当額が50万円を超えるもの（補助金等控除後）。</p> <p>【期間】</p> <p>平成28年4月1日～平成31年6月30日までの間に居住の用に供する</p>												
税額控除額	<p>税額控除額 = ローン年末残高 × 控除割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ローン残高上限</th> <th>控除期間</th> <th>控除割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①三世同居改修工事</td> <td>250万円</td> <td rowspan="2">5年間</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>②上記以外</td> <td>1000万円</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①と②の合計でローン残高の1000万円を限度とする。</p>	区分	ローン残高上限	控除期間	控除割合	①三世同居改修工事	250万円	5年間	2%	②上記以外	1000万円	1%	<p>税額控除額 = 標準的な費用相当額[※] × 10%</p> <p>※標準的な費用相当額とは、三世同居改修工事の改修部位ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該改修工事を行った箇所数を乗じて計算した金額。250万円限度。</p> <p>※その年1回限り</p>
区分	ローン残高上限	控除期間	控除割合										
①三世同居改修工事	250万円	5年間	2%										
②上記以外	1000万円		1%										

図3 スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）

項目	スイッチOTC薬控除	医療費控除
対象者	自己または自己と生計を一にする配偶者・その他の親族 ただし、以下の検診等を受けていること ①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診	自己または自己と生計を一にする配偶者・その他の親族
対象期間	平成29年から平成33年までの各年	すべての各年（期間の制限なし）
控除対象	スイッチOTC薬 ^{※1} の購入費用 ※1 要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫薬、肩こり・腰痛の貼付薬など（その全てが対象になるわけではない）。	医師・歯科医師による診断・治療の費用治療・療養に必要な医薬品の購入費用通院に係る交通費など
控除金額	控除金額 = 対象医薬品の合計額 - 12,000円 - 保険金などで補填される金額	控除金額 = 上記医療費の合計額 - 100,000円 ^{※2} - 保険金などで補填される金額 ※2 総所得200万円以下の場合は総所得金額の5%
	上限額 88,000円	上限額 200万円

であって、その工事の標準的な工事費用相当額が50万円を超えるもの（補助金控除後）。

●セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と世界保健機構（WHO）は定義しています。すなわち、自身で健康管理を行い、軽度な身体の不調については、自分で傷病・症候を判断し、医療製品を使用するセルフケアのことを言います。

セルフメディケーションにより、個人にとっては医療や薬についての知識が身につく、医療機関で受診する手間と時間が省かれる等の効果があり、国にとつては保険医療費の増加を抑制させる効果も期待されています。

適切な健康管理の下で医療用医薬品薬からスイッチOTC薬への代替を進める観点から、健康の維持・増進及び疾病予防のため健康診査・予防接種等を受けている個人を対象に、スイッチOTC薬の購入費用について所得控除を行う制度が創設されます（図3）。

（注）医療用医薬品とは病院や診療所などで医師が診断した上で発行する処方せんに基づいて、薬剤師が調剤して患者に渡す薬。処方薬とも言われる。

(1)対象者
納税者本人、生計を一にする配偶者・その他親族で、次のいずれかの検診等を受けている者。

- ① 特定健康診査、② 予防接種、
- ③ 定期健康診断、④ 健康診査、⑤ がん検診

(2)控除額
スイッチOTC薬の購入費用（医療保険等の保険金・損害賠償金等で補填される部分の金額を除く）から1万2000円を控除した金額をその年の総所得金額等から控除。控除額の上限は8万8000円。

(3)適用時期
平成29年から平成33年までの各年。

(4)選択適用
従来からある医療費控除とどちらかを選択することになります。各年で医療費の総額が10万円を超えた場合には、スイッチOTC薬控除と比較して、控除額が大きい方を選択して下さい。

●居住用財産の買換え等の特例適用期限の延長
次の①～③の特例について、適用期限が2年延長され、平成29年12月31日までの譲渡に適用されます。

- ① 特定の居住用財産の買換え交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ③ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除

2. 消費税の改正

●消費税軽減税率制度の導入

平成29年4月予定の消費税率10%への引き上げに合わせて、軽減税率制度が導入されます(図4)。

次の①および②について軽減税率の8%の消費税が適用されます。

- ① 飲食料品(酒税法に規定する酒類および外食サービスを除く)
- ② 新聞(定期購読契約が締結された週2回以上発行されるもの)

図4 消費税軽減税率

●軽減税率(8%)対象品目

- ① 飲食料品(酒税法に規定する酒類および外食サービスを除く)
- ② 新聞(定期購読契約が締結された週2回以上発行されるもの)

3. 法人税の改正

●法人税率の引き下げ

法人税の税率(現在23・9%)は段階的に引き下げられ、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については23・4%に、

平成30年4月1日以後に開始する事業年度については23・2%になります。

この改正により、実効税率は平成28年度29・97%、平成30年度29・74%に引き下げられることになり、法人実効税率は30%未満になります。

4. その他

●車体課税

- ・自動車取得税の廃止(消費税率10%への引き上げ時)
- ・自動車税・軽自動車税における環境性能割り(仮称)の創設
- ・グリーン化特例の見直しおよび延長

●納税環境の整備

国税のクレジットカード納付制度が創設されます。インターネットを利用してクレジットカードでの国税の納付が可能になります(平成29年1月4日)。

なお、平成27年度税制改正、28年施行の身近なものにつきましては次の通りです。

●NISAの投資上限額の引き上げ

NISAの1年間の投資上限額が平成28年1月から120万円に引き上げられました。

●ジュニアNISAの創設

未成年者向けのNISA口座が平成28年1月より開設できるようになりました(上場

株式等の受け入れ開始は平成28年4月から)。年間投資上限額は80万円で、運用管理は親権者等の代理または同意のもとに行い、18歳になる年度の12月末まで、原則、払い出しはできません。

●個人型確定拠出年金の適用範囲拡大

個人型確定拠出年金制度は、老後資金を準備するための税制上で有利な制度です。期間中の運用益は何度売り買っても非課税です。また、拠出金は所得控除の対象になりますので、老後のための資金を積立すると、現在の所得税・住民税が軽減されるということになります。

個人型確定拠出年金制度は、自営業者や企業年金のない会社の社員等だけしか利用することができませんでしたが、確定拠出年金法等が今年4月に改正され、平成29年1月より公務員や専業主婦も個人型確定拠出年金制度を利用できるようになりました。公務員は年間14万4000円、専業主婦等第3号被保険者は27万6000円が拠出金の上限になります。

